

75歳以上または障害者手帳をお持ちの方、事前登録を

羽生市のりあいタクシー

10月3日から
平日に運行

病院やスーパーなど市内約400カ所への移動にご利用ください

圏地域振興課 ☎内線 224

市内移動手段の確保のため、のりあいタクシーの実証運行を開始します。対象となる方には利用案内を郵送します。利用する方は、事前登録が必要となりますので、同封の登録申請書に必要事項を記入の上、郵送してください。

- ▼運行区域 市内全域（市外には行けません）
- ▼運行日 月～金曜日
※土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は運休します。
- ▼運行時間 8時から17時まで（迎えは16時まで）
※予約受付は、利用の1週間～1時間前の間
- ▼料金 1人1回当たり500円（片道）
※支払いは現金のみです。
- ▼利用できる方 市内在住の75歳以上の方または障害者手帳をお持ちの方
- ▼その他
 - ①予約が1人でも運行します。ただし、目的地と時間により乗合となる場合があります。
 - ②障害者手帳をお持ちの方で介助が必要な方は、1名につき介助者1名が同乗できます。介助者は無料です。



運行車両は、ワゴン型1台（定員6名）と乗用車型2台（定員4名）

利用の1週間～1時間前
の間に予約を

③利用の予約（予約センター）

☎ 048-561-0380
ファクス 048-561-0381



①住所 ②氏名 ③利用日時 ④出発地
⑤目的地 ⑥乗車人数を伝えます。

※予約は1週間に4件まで（片道1件）
※9時前の利用は前日までに予約
※ファクスでの予約を希望する方は、事前に予約センターへ電話してください。

他の利用者と乗合
になる場合があります

④乗車

予約した日時に、車両が自宅または乗降場所にお迎えに行きます。

市内の乗降場所（約400カ所）など詳細は、市ホームページから確認してください。



■利用の流れ

①事前登録

利用希望の方は、郵送される登録申請書に必要事項を記入して、返信用封筒で同課へ郵送してください。

7月下旬以降
に郵送



②登録完了

はがきで郵送します。



⑤目的地へ

乗降場所または自宅までお送りします。降車時に料金（500円）をお支払いください。



必要な方は、帰りの予約を忘れずに